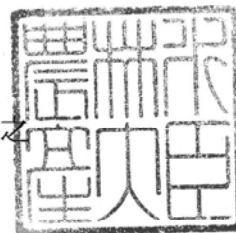




15農振第1331号
平成15年9月25日

食料・農業・農村政策審議会会長
会長 八木宏典 殿

農林水産大臣 亀井善之



土地改良長期計画の案の作成について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2第1項の規定に基づき、別紙土地改良長期計画（案）について、貴審議会の意見を求める。

土地改良長期計画（案）

〔平成15年〇月〇日〕
閣議決定案

土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2の規定により、平成15年度から平成19年度までの土地改良長期計画を次のように定める。

第1 土地改良事業についての基本的な方針

我が国の食料・農業・農村に対しては、食料の安定供給や安全性の確保に加え、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる国土・自然環境の保全、水源のかん養等の機能や、自然豊かで美しい景観を有する農村のやすらぎの場としての機能、農業・農村体験の教育上の効果等が国民生活の安定に果たしている役割、農業の自然循環機能を活かした有機性資源の利活用による循環型社会の構築等について、国民・消費者から強い要請・期待が寄せられている。その一方、農業・農村は、農地の減少、担い手の高齢化、農業の構造改革の遅れ、農村における過疎化の進行、消費・生産両面の要因による食料自給率の低下等のさまざまな問題を抱えている。

このような中で、国民・消費者の食料・農業・農村に対する要請・期待に応じていくためには、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の理念を国民・消費者に対してサービスを提供していく観点からとらえ、次の「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に土地改良事業を進めることが必要である。

「いのち」の視点 … 安全で安心な食料を安定的に供給すること等により国民・消費者の「いのち」を守る農業・農村の基盤づくり

「循環」の視点 … 自然循環を基礎とする農業の基盤づくりによる有機性資源や農業用水の循環などを通じた「循環」を基調とした社会の構築

「共生」の視点 … 農業の持続的な営みや美しく心やすらぐ国民のふるさとづくりにより、人と自然、都市と農村の「共生」を実現

このため、自然と共生する環境創造型事業への転換を進めつつ、農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備等を実施することにより、農業の生産性の向上を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図り、良質で安全・安心な食料が合理的な価格で安定的に供給されるようにする必要がある。

また、農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進し、地域の特性を活かした美しい景観に囲まれた快適な生活環境の形成等の総合的な取組を推進していくことにより、農業・農村の多面的機能のもたらす便益を、地域住民や都市住民を含めた国民各層が幅広く享受できるようにする必要があ

る。

なお、本計画に基づき各施策を実施するに当たっては、事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下を踏まえて事業を実施する。

また、今後の経済財政事情、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

(1) 施策連携の強化

農林水産施策の総合的な取組を一層強化するため、農業生産の基盤及び農村の生活環境の整備と、担い手育成、農業経営の安定、技術の開発普及、食品流通の構造改革等の農業・農村の振興に関する各種施策との連携を強化する。

また、農業・農村に関するより効果的かつ効率的な社会資本整備を図る観点から、事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画など他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携を推進する。

(2) 既存ストックの有効活用

これまでの整備により蓄積されてきた基幹的農業用排水施設や良好な営農条件を備えた農地等の既存ストックの長寿命化に資する維持管理や計画的かつ機動的な更新整備を実施することにより、その有効活用を図る。

(3) 地域の特性に応じた整備

事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、農業団体等のそれぞれの適切な役割分担のもとに、地方の自主性を尊重しつつ、地域の立地条件や整備水準、地域が選択した農業・農村の振興の方向に応じて、これらの連携による効果的な整備の推進を図る。

また、地方分権を推進する見地から、国庫補助金について地方の裁量性を高める方向で改革を推進する。

(4) 多様な主体の参加の促進

農村地域の混住化の進展等により土地改良事業と地域社会の関わりが増している状況を踏まえ、事業の構想から事業計画の策定、工事の実施、完成施設の維持管理に至る事業の各段階において、土地改良区に加え、地域住民やNPO等の参加を促進する。

また、効率的かつ効果的に社会資本を整備するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する観点から、PFIの活用を図る。

(5) 事業評価の厳正な運用と透明性の確保

事業実施の効率性向上の観点から、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、費用対効果分析その他の手法により政策効果を適切に把握し評価する事業評価の厳正な運用を図る。

また、事業の計画・実施・管理の各段階において、積極的な情報公開に努め、透明性を確保する。

(6) 工期管理とコスト縮減

適切に事業の成果を挙げるため、事業工期の徹底した管理を行うことにより、事業別に設定する限度工期内の事業の完了を図る。

また、事前調査・計画策定段階から完成施設の維持管理に至る全てのプロセスをコストの観点から見直し、従来からの工事コストの縮減に加え、事業便益の早期発現及び将来の維持管理費の縮減による総合的なコスト縮減を図る。

第2 事業の実施の目標及び事業量

本計画の計画期間においては、食料・農業・農村基本法の理念に基づき、食料の安定供給の確保と農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、農業の持続的発展とその基盤となる農村の振興を図るため、「いのち」、「循環」、「共生」の各視点からの政策目標を次のように設定し、その達成に向けて効率的かつ重点的に事業に取り組む。

「いのち」の視点からの政策目標

- ・意欲と能力のある経営体の育成
- ・総合的な食料供給基盤の強化（農用地の確保と有効利用）
- ・安定的な用水供給機能等の確保
- ・農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献

「循環」の視点からの政策目標

- ・安定的な用水供給機能等の確保（再掲）
- ・農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献（再掲）
- ・循環型社会の構築に向けた取組

「共生」の視点からの政策目標

- ・循環型社会の構築に向けた取組（再掲）
- ・自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造
- ・個性ある美しいむらづくり

これらの政策目標の達成に向けた、事業の種別ごとの事業の実施の目標及び事業量を以下のように定める。

- 1 **農用地総合整備事業**（農用地の利用上必要な農業用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、区画整理、農用地の造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良のため必要な事業）

【意欲と能力のある経営体の育成】

<事業の実施の目標>

農地の整備による生産性の向上と意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を進めることにより経営規模を拡大するほか、畑地における農業用排水施設の整備による農業経営基盤の強化を進め、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の実現を図る。

(目指す主な成果)

農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上させる。

<事業量>

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として、約13万haの農地において区画整理、農業用排水施設の整備、営農上必要な農業用道路の整備等を実施するとともに、土地改良施設の老朽化等に対応した更新整備を実施する。また、栽培作物選択の自由度の拡大や良質な農産物の供給を可能にすることによる農業経営基盤の強化に資するため、約3.0万haの畑地において農業用排水施設の整備を実施する。

【総合的な食料供給基盤の強化（農用地の確保と有効利用）】

<事業の実施の目標>

農地の有効利用、中山間地域等における不利な生産条件の改善による耕作放棄の発生防止、自給飼料の効率的な生産利用による畜産経営の安定化、良質な農産物の域内・外への輸送の効率化等に資する農用地及び農業用道路の整備等を実施することにより、農産物の安定的な供給に資する。

(目指す主な成果)

水稲と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上させる。

<事業量>

約6.9万haの農地において、区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を実施する。中山間地域等においては、立地条件に応じて、区画整理、農業用排水施設の整備、営農上必要な農業用道路の整備等を実施する。また、大型機械化体系に対応した草地の整備、地域農業の動向を踏まえた産地形成に必要な農用地と地域の流通拠点等を結ぶ基幹的な農業用道路の整備等を実施する。

【循環型社会の構築に向けた取組】

<事業の実施の目標>

土地改良事業による農業生産基盤の整備と併せ、農業用排水の水質の汚濁防止を図る農業集落排水施設の普及に伴い発生する農業集落排水汚泥や、家畜排せつ物等の有機性資源の適正な循環的利用を行うための施設整備等を行うことにより、農業の特質を活かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資する。

(目指す主な成果)

・家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量

計画期間内に約280万トンの増加

- ・農業集落排水汚泥のリサイクル率
45%（平成14年度）→55%（平成19年度）

<事業量>

農村地域に豊富に存在する有機性資源の循環利用を推進するため、家畜排せつ物等をたい肥、エネルギー等として利活用するための施設の整備を約120地区において実施する。また、農村地域における資源循環の促進を図るため、農業集落排水汚泥のリサイクルを約940地区において新たに実施する。

【自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造】

<事業の実施の目標>

農村地域において住民参加による地域の合意形成を図りつつ、土地改良事業の環境創造型事業への転換を進めることにより、自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境を創造する。

（目指す主な成果）

- ・田園自然環境の創造に着手した地域
約500地域（平成14年度）→約1,700地域（平成19年度）

<事業量>

自然と共生する田園自然環境の創造に向け、水路やため池の改修に当たり生態系を保全する工法を積極的に取り入れるなど、農村地域における田園自然環境の創造に向けた整備を実施する。

【個性ある美しいむらづくり】

<事業の実施の目標>

農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境施設の整備を実施すること等により、農業の持続的な発展を核として、地域の特性を活かした美しい景観を備え豊かな田園自然環境に囲まれた快適で魅力ある農村環境を形成し、農村の総合的な振興を図る。

（目指す主な成果）

- ・汚水処理人口普及率
76%（平成14年度）→86%（平成19年度）

効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を連携して実施。

- ・農業集落排水処理人口普及率
39%（平成14年度）→52%（平成19年度）

※ 汚水処理施設の整備に関する都道府県の構想における農業集落排水施設の整備対象人口に対する農業集落排水施設を利用できる人口の割合

<事業量>

農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境条件を確保するため、農業集落排水施設の整備

を約1,600地区において実施する。また、農業生産基盤の整備と併せ、美しい景観や豊かな自然環境等の地域の特性を活かした快適で魅力ある農村の実現に向けた整備を約1,500地区において実施する。

2 基幹農業用排水施設整備事業（農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なものの新設、管理及び変更）

【安定的な用水供給機能等の確保】

＜事業の実施の目標＞

土地改良区等による適切な管理や必要な更新等を通じて農業用排水施設の既存ストックを有効活用するとともに、畑地における農業用排水施設の整備を行うこと等により、安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図り、良質な農産物の安定供給及び農業用水の健全な循環を通じた親水空間の形成等に資する。

（目指す主な成果）

基幹的農業用排水施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図りつつ、施設が有する延べ約250万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図る。

＜事業量＞

基幹的農業用排水施設（約4.5万kmの基幹的な農業用排水路や約7,000箇所 of 基幹的な農業用排水機場等の施設）について、予防保全対策等を含めた管理により施設の長寿命化を図りつつ、施設ごとの更新適期に応じた必要な更新整備を計画的かつ機動的に実施するとともに、畑地における農業用排水施設の新規整備等を実施する。

3 防災事業（農用地の保全のため必要な事業）

【農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献】

＜事業の実施の目標＞

農業災害を防止することにより農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて農用地の保全を通じて国土の保全並びに地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保に資する。

（目指す主な成果）

- ・湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積
約100万ha（平成14年度）→約76万ha（平成19年度）

＜事業量＞

農業災害の防止、農業用排水の汚濁の除去、農用地の土壌の汚染の防止又は除去、農業用排水施設の効用の低下の回復等を図るとともに、農用地整備の前提となる条件を整備するため、それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全等の各種防災事業を約4,500地区で総合的に推進する。